



市役所前さくら通り地区景観形成重点地区

〈令和3年5月14日指定／令和4年1月1日効力発生〉

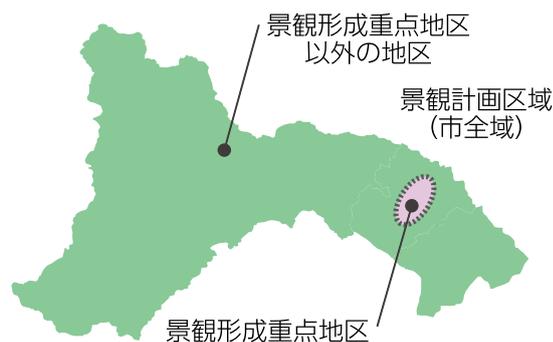
- ◇相模原市景観条例に基づく「事前協議」・景観法に基づく「届出」について
- ◇相模原市屋外広告物条例に基づく「許可申請」について

1 景観形成重点地区について

相模原市では、平成22年3月に相模原市景観計画（以下「景観計画」という。）を策定し、市全域を景観計画区域としています。景観計画区域のうち、積極的に景観形成を図る必要がある地区を「景観形成重点地区」として位置付け、個性的な景観資源を生かしたきめ細かな景観形成を行います。

景観形成重点地区では、景観計画に地区の名称、区域、良好な景観の形成に関する方針、景観形成基準等を定めます。建築物を建築するときや屋外広告物を表示し、又は設置しようとするときなどに、景観条例に基づく「事前協議」・景観法に基づく「届出」や、屋外広告物条例に基づく「許可申請」などの手続きが必要となります。

図 景観形成重点地区のイメージ

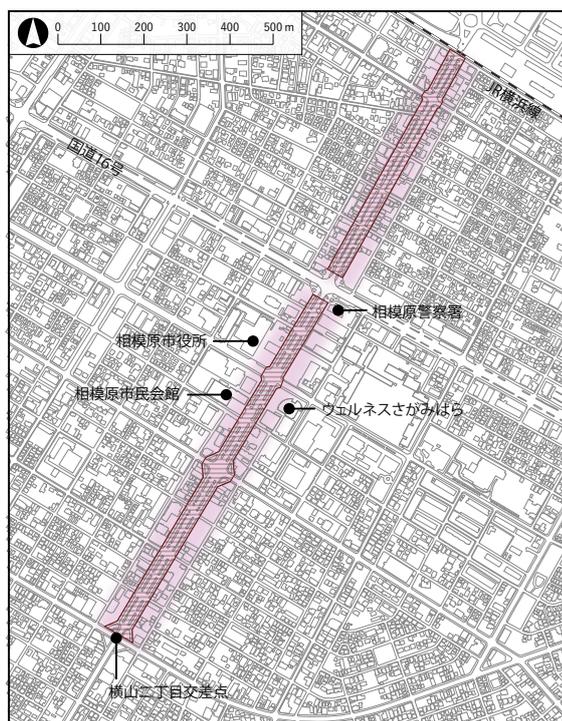


2 区域

市役所前さくら通り地区は、図に示す区域（市道市役所前通のうちJR横浜線の踏切から横山二丁目交差点までの区間の道路（国道16号を除く。また、市道市役所前通に接続する下位路線の隅切りを一部含む。以下「さくら通り」という。）及び当該道路に接する土地※）です。

※「当該道路に接する土地」とは、「土地の所有の仕方や建築物の有無にかかわらず、形状や利用上一体をなしている土地」をいいます。

図 市役所前さくら通り地区の区域



3 景観特性

本地区は、市道市役所前通の一部とその沿道の土地を含めた南北約1.5kmの細長い地区です。戦前の軍都計画に基づく相模原都市建設区画整理事業（昭和14年施行）によって整備されたもので、幅員40mの豊かな道路空間が形成されています。さくら通りには、桜とけやきが育ち、そのみどり豊かで直線的な眺めは、市を代表する景観の一つとなっています。また、市民まつりの会場となるなど、市民の憩いの場として長年親しまれています。

4 良好な景観の形成に関する方針

景観特性を踏まえた地区全体の方針と、地区全体の方針を実現していくため、地区の景観特性を踏まえ、「①みち」「②みどり」「③まちなみ」の3つの項目ごとに、景観づくりの方針を定めています。

地区全体の方針

集い、くつろぎ、訪れたいくなる さくら並木の景観を育てる

景観重要樹木である桜並木は、市を代表する景観の一つです。桜並木と沿道の建築物等がつくる景観を将来にわたり大切に育むことにより、地域住民や市民が桜並木の下に集い、くつろぐとともに、市外からも訪れたいくなるような景観づくりに取り組みます。

項目ごとの方針

①みち

- 直線的で幅員の広い道路空間の特徴を生かし、眺めが良くゆとりのある景観をつくりま
- 豊かな歩行者空間の魅力を生かし、やすらぎのある憩いの空間をつくりま
- 眺めが良く開放感があり、みどり豊かな憩いの空間をつくりま
- 安全で安心できる空間をつくとともに、統一感のある景観づくりを行います。



②みどり

- さくら並木は、通りのシンボルとして保全を図り、さくら並木が映える景観をつくりま
- 季節が感じられるみどりを大切にし、潤いのある景観をつくりま



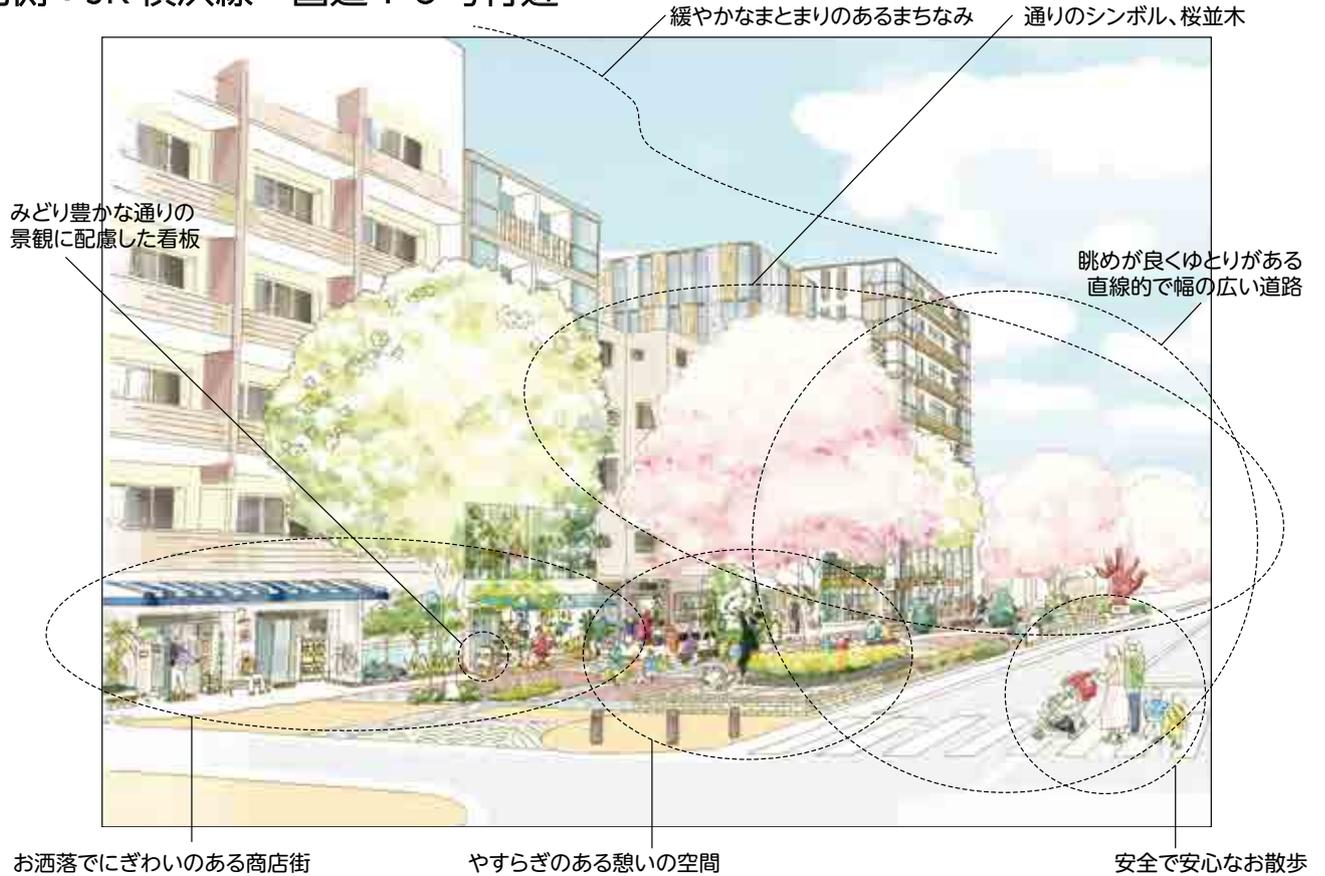
③まちなみ

- さくら並木と調和し、緩やかなまとまりのあるまちなみ景観をつくりま
- 店舗が連なる場所では、ゆとりのある道路空間と調和し、お洒落でにぎわいのある景観をつくりま
- 看板等の屋外広告物は、みどり豊かな通りの景観に配慮します。
- 公共施設は、通りの景観の先導的な役割を果たすよう、積極的に良好な景観形成を図りま

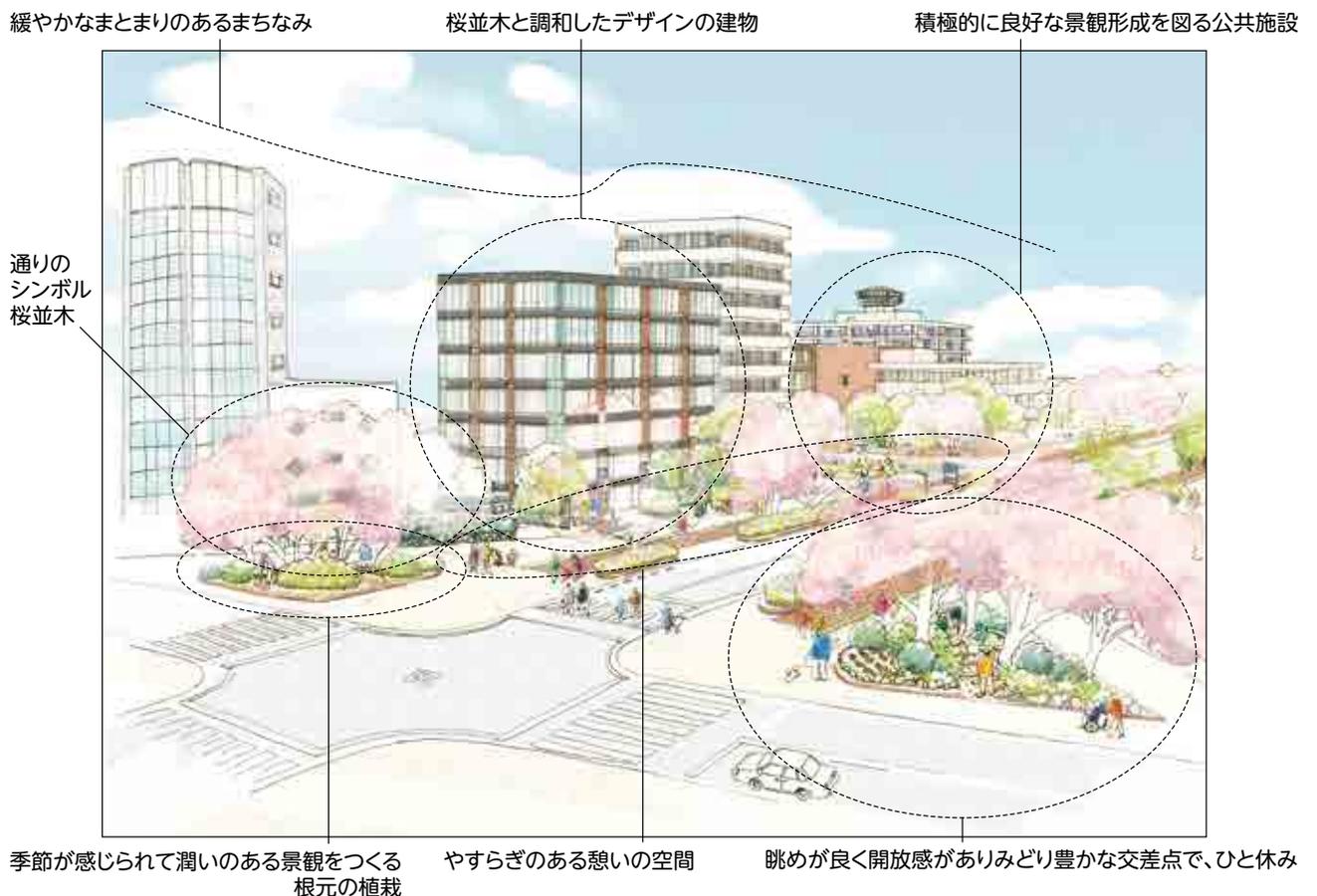


地区の将来イメージ

北側：JR 横浜線～国道16号付近



南側：国道16号～横山二丁目交差点付近



5 景観形成基準と景観誘導基準について

市役所前さくら通り地区において、景観形成基準及び景観誘導基準を定めています。景観条例に基づく「事前協議」・景観法に基づく「届出」や、屋外広告物条例に基づく「許可申請」などの手続きにおいて、これらの基準に適合しているかを審査します。

景観形成基準 良好な景観を形成するため、必ず守っていただく基準です。

景観誘導基準 良好な景観の形成を推進するため、できるだけ守っていただきたい基準です。必要に応じて、助言や指導を行います。

6 景観条例に基づく「事前協議」・景観法に基づく「届出」について

(1) 事前協議・届出が必要となる行為

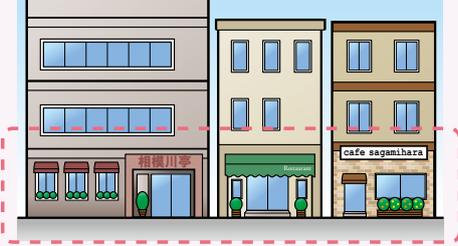
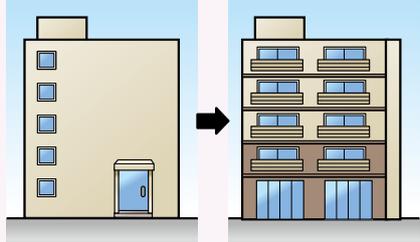
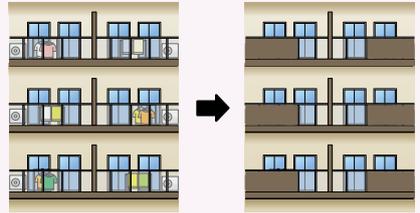
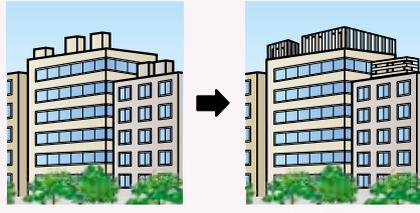
市役所前さくら通り地区において、景観条例に基づく「事前協議」・景観法に基づく「届出」の対象となる行為と規模は次のとおりです。

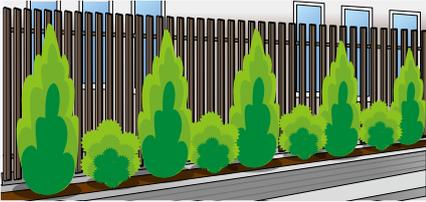
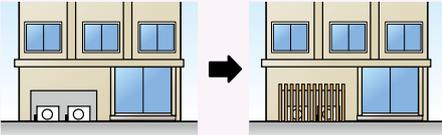
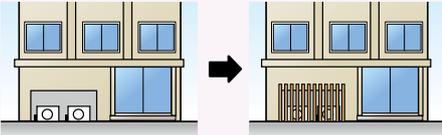
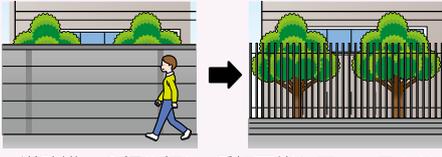
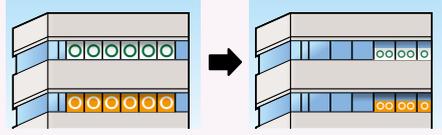
表 届出対象行為等

届出対象行為	規 模	
1 建築物の新築、増築、改築又は移転	延べ面積が10㎡以上のもの	
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更に係る部分の見付面積が10㎡以上のもの	
3 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	(i) 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）	高さが6mを超えるもの
	(ii) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）	高さが15mを超えるもの
	(iii) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（広告塔及び広告板を除く。）	高さが4mを超えるもの
	(iv) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さが8mを超えるもの
	(v) 擁壁	高さが2mを超えるもの
	(vi) 門、塀、垣及び柵	高さが1mを超えるもの
	(vii) 駐車場及び駐輪場（これらに附属するゲート、精算機、車止めその他これらに類するものを含む。）	すべて
	(viii) 太陽光発電設備	土地に自立して設置するもの
	(ix) 自動販売機	すべて
	(x) 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「屋外広告物等」という。）	自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの及び自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するものであって、表示面積の合計が5㎡を超え、10㎡以下のもの

(2) 景観形成基準・景観誘導基準

(1) の事前協議・届出が必要となる行為に適用される景観形成基準 (◎)・景観誘導基準 (○) は、次のとおりです。

建築物	基準
配置	○壁面後退するなど、さくら通り沿いの歩行者空間やオープンスペースの創出に努める。
高さ	○高さは、周辺の建築物との調和に配慮する。
形態・意匠	<p>○商店街など店舗が多い場所では、店舗のオーニング（日除け）の設置位置や大きさを揃える、隣接する建築物と統一感のある素材を使用するなど、周辺の店舗との調和を図り、にぎわいの連続性を創出するよう、建築物の低層部の形態・意匠を工夫する。</p>  <p>▲低層部の形態・意匠を工夫する。</p> <p>○さくら通り側は、壁面の分節化や開口部・バルコニーの形態・意匠を工夫するなど、単調にならないように配慮する。</p>  <p>▲単調にならないように配慮する。</p> <p>○さくら通り側にバルコニーを設ける場合は、さくら通りから物干しや室外機などが見えないように努める。</p>  <p>▲物干しや室外機などが見えないように努める。</p> <p>◎屋上の建築設備等は、建築物と一体的なデザインとする。又は、ルーバー等で覆うなど景観を損なわないよう修景する。</p>  <p>▲屋上の建築設備は、ルーバー等で覆うなど景観を損なわないよう修景する。</p> <p>○反射や光沢の強い素材の使用はなるべく避けるなど、反射光により周辺に不快感を与えないよう配慮する。</p> <p>○良好な景観を維持するため、汚れや退色など経年による劣化等を考慮した素材選びに努める。</p>
色彩	<p>◎屋根の色彩は、建築物の外壁と調和し、かつ、別表1（P10参照）に示す範囲内とする。</p> <p>◎外壁の色彩は、隣接する建築物等と極端な差が出ないよう周辺との調和やまちなみの連続性に配慮し、かつ、別表2（P10参照）に示す範囲内とする。ただし、アクセントカラーとして使用する場合で、当該外壁各面の見付面積の20%以下のものは除く。</p>

建築物	基準	
色彩	<p>○建築物の壁面等は、形態に応じて色彩の分節化を図るなど、威圧感の軽減に努める。</p> <p>○アクセントカラーを使用する場合は、周辺の街並みに配慮するとともに、歩行者の目線やにぎわいの創出を意識して、できるだけ低層部に集約するなど、効果的に配置する。</p> <p>○フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないものとする。</p>	 <p>▲形態に応じて、色彩の分節化を図る。また、アクセントカラーはできるだけ低層部に集約するなど、効果的に配置する。</p>  <p>▲フェンスの色彩は、周辺に配慮し目立たないものとする。また、通りから見える位置に植栽を配置して、身近なみどりの演出を図る。</p>
緑化	<p>○さくら通りから見える位置に、植栽やプランター等を配置し、通りと調和した空間を創出するなど身近なみどりの演出を図る。緑化する土地がない場合は、屋上緑化等に努める。</p>	 <p>▲屋外設備を目立たない場所に配置できない場合は、植栽や目隠しなどで修景する。</p>
外構	<p>○駐車場（機械式駐車場を含む。）、駐輪場等は、さくら通りから目立たないように配置や植栽などを工夫する。</p> <p>○道路沿いに塀や柵等を設置する場合は、透視可能なフェンスや植栽を基本とする。</p>	 <p>▲屋外設備を目立たない場所に配置できない場合は、植栽や目隠しなどで修景する。</p>  <p>▲道路沿いの塀や柵は、透視可能なフェンスか植栽を基本とする。</p>
照明	<p>○夜間でも適度な明るさを保ち、安全安心な歩行者空間の形成に努める。</p> <p>○ショーウィンドーや壁面をライトアップするなど、適度なにぎわいを演出できるよう工夫する。</p> <p>○過激な光の拡散や点滅するネオン等は使用しない。</p>	 <p>▲ライトアップで安全安心な歩行者空間と適度なにぎわいを演出できるよう工夫する。</p>
その他	<p>○交差点など視線が集まりやすい場所に面する建築物等は、形態・意匠や色彩などを工夫し、魅力ある景観形成に配慮する。</p> <p>○建築物のさくら通りに面する部分に窓面広告（屋内から屋外に向けたもの）を設置する場合は、通りの街並みを阻害しないように配慮する。</p>	 <p>▲窓面広告は、さくら通りの街並みに配慮する。</p>

備考

- 1 市長が良好な景観形成に資するものとして、相模原市景観審議会の意見を聴き、認めたものについては、この限りでない。
- 2 色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく、色彩の表示方法（修正マンセル表色系）による。
- 3 既存の建築物で、その色彩等が景観形成基準に適合していないものについては、同色による塗り替え等でも事前の届出と景観形成基準への適合が必要となる。

工作物

基準

(i) 煙突・(ii) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等・(iii) 装飾塔、記念塔等・(iv) 高架水槽、サイロ、物見塔等・(v) 擁壁

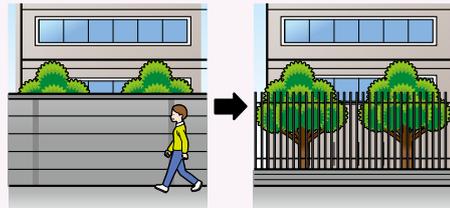
色彩 ◎工作物の色彩は、周辺景観や建築物の外壁と調和し、かつ、別表2 (P10参照) に示す範囲内とする。

その他 ○過激な光の拡散や点滅するネオン等は使用しない。

○航空法に基づき、鉄塔等に赤白の色彩を施すものは、市長と別途協議を行うこと。

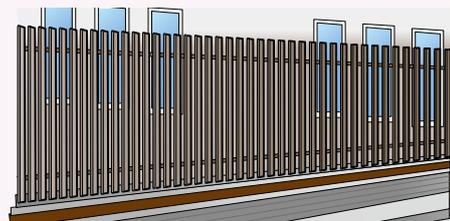
(vi) 門、塀、垣及び柵

形態・意匠 ◎道路沿いに設置する場合は、透視可能なフェンスや植栽を基本とする。



▲道路沿いの塀や柵は、透視可能なフェンスか植栽を基本とする。

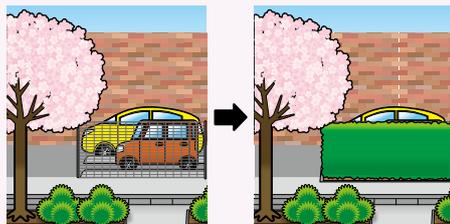
色彩 ◎色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないものとする。



▲フェンスの色彩は、周辺に配慮し目立たないものとする。

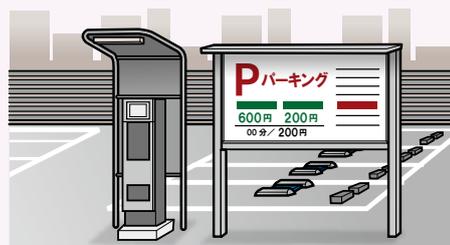
(vii) 駐車場及び駐輪場

形態・意匠・色彩 ○駐車場、駐輪場等は、さくら通りから目立たないように配置や植栽などを工夫する。



▲駐車場等はさくら通りからの見え方に配慮して、配置や植栽等を工夫する。

○説明板や精算機、ロック装置などの設備は、さくら通りからの見え方に配慮し、形態・意匠や色彩などを工夫する。



▲説明板や精算機、ロック装置などの設備は、形態・意匠や色彩などを工夫する。

◎フェンス等の色彩は、こげ茶、グレーベージュ、黒、暗灰色など、暖色系色相の低明度、低彩度色又は無彩色の低明度色とするなど目立たないものとする。

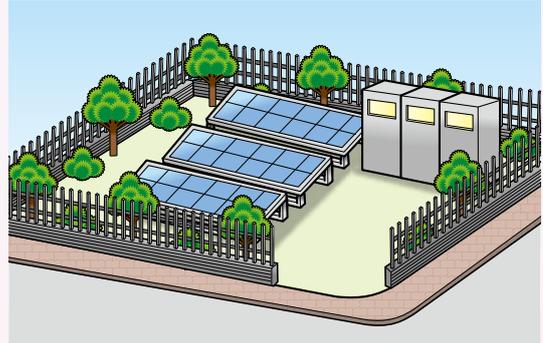
工作物

基準

(vii) 太陽光発電設備

配置・形態・意匠

◎太陽光発電設備を設置する場合は、さくら通りから目立たない場所に配置する。できない場合は、植栽等により修景する。



▲さくら通りからの見え方に配慮し、修景する。また、パネルやフレームの色彩を目立たないものとする。

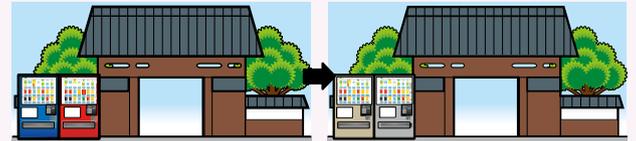
色彩

◎パネルやフレーム、設備機器等の色彩は、低明度、低彩度のものを使用するなど、周辺から目立たないものとする。

(ix) 自動販売機

配置・形態・意匠

◎自動販売機を設置する場合は、周辺の建築物と調和した色彩を用いるなど、さくら通りからの見え方に配慮する。

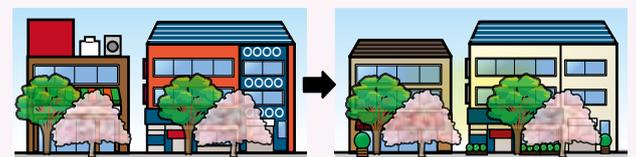


▲自動販売機は周辺の建築物との調和に配慮した色彩を用いるなど、さくら通りからの見え方に配慮する。

(x) 屋外広告物等

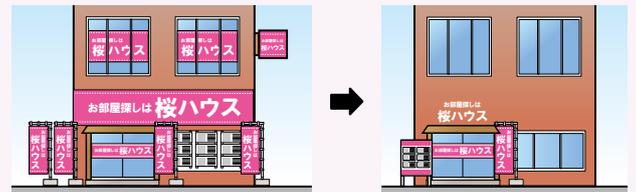
共通事項

○屋外広告物等の表示及び設置に当たっては、桜並木の景観に配慮するとともに、建築物のデザイン及び街並みの連続性に配慮する。



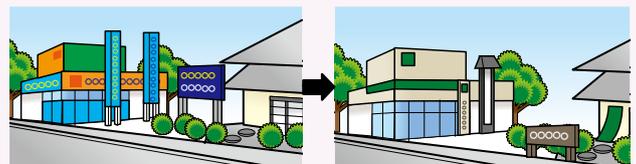
▲桜並木の景観に配慮するとともに、建築物のデザイン及び街並みの連続性に配慮する。

○屋外広告物等の数や大きさは、可能な限り最小限とし、設置位置、形態・意匠、表示内容等に十分に配慮する。



▲屋外広告物の数や大きさは必要最小限にする。

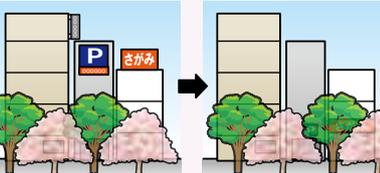
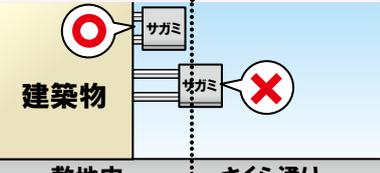
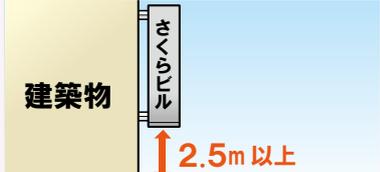
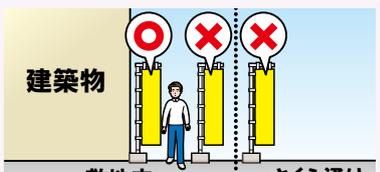
○屋外広告物等の色彩は、街並みから突出しないよう高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えるなど工夫する。



▲街並みから突出しないよう高彩度色の使用や組み合わせを控え、色数を抑えるなど工夫する。

○屋外広告物等に光源を使用する場合は、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。

○交差点など視線が集まりやすい場所に面して設置する屋外広告物等は、魅力ある景観形成に配慮する。

工作物	基準	
屋上広告物	◎屋上広告物は、設置することができない。	 <p>▲屋上広告は、設置することができない。</p>
壁面利用広告物	<p>○同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないよう配慮する。</p> <p>○2階以下の高さに設置するよう配慮する。</p>	 <p>▲2階以下の高さに設置するよう配慮する。</p>
壁面突出広告物 (そで看板)	<p>◎さくら通り上に突出しないものとする。</p> <p>○2階以下の高さに設置するよう配慮する。</p> <p>○歩行者空間やオープンスペースに設置する広告物の下端の高さは地上2.5m以上とする。</p>	 <p>▲さくら通り上に突出しないものとする。</p>  <p>▲歩行者空間等に設置するそで看板の下端の高さは、地上2.5m以上とする。</p>
広告塔・広告板	<p>◎さくら通り上に突出しないものとする。</p> <p>○2階以下の高さに設置するよう配慮する。</p> <p>○歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。</p>	 <p>▲さくら通り上に突出しないものとする。</p>
広告旗	○歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。	 <p>▲歩行者等の通行を阻害しないものとする。</p>

備考（工作物）

- 1 市長が良好な景観形成に資するものとして、相模原市景観審議会の意見を聴き、認めたものについては、この限りでない。
- 2 色彩については、日本産業規格（JIS）に基づく、色彩の表示方法（修正マンセル表色系）による。
- 3 既存の工作物で、その色彩等が景観形成基準に適合していないものについては、同色による塗り替え等でも事前の届出と景観形成基準への適合が必要となる。

別表1－建築物の屋根の色彩の行為制限

●行為の制限			色相ごとの彩度区分				
色調	明度の区分		0.1R~5R	5.1R~2.5YR	2.6YR~5.0Y	5.1Y~10Y	6Y~G~BG~B~PB~P~RP
低彩度	高明度 8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下
	中明度 5.0を超え8以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下
	低明度 5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下	1.0以下
中彩度	高明度 8.0を超える	1.0を超え1.5以下	1.0を超え4.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	1.0を超え1.5以下	
	中明度 5.0を超え8以下	1.0を超え2.0以下	2.0を超え4.0以下	3.0を超え6.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	
	低明度 5.0以下	1.0を超え3.0以下	3.0を超え6.0以下	4.0を超え6.0以下	3.0を超え4.0以下	1.0を超え3.0以下	
高彩度	高明度 8.0を超える	1.5を超える	4.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	1.5を超える	
	中明度 5.0を超え8以下	2.0を超える	4.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	
	低明度 5.0以下	3.0を超える	6.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	3.0を超える	

：使用できない範囲

別表2－建築物の外壁・工作物の色彩の行為制限

●行為の制限			色相ごとの彩度区分				
色調	明度の区分		0.1R~5R	5.1R~2.5YR	2.6YR~5.0Y	5.1Y~10Y	6Y~G~BG~B~PB~P~RP
低彩度	高明度 8.0を超える	1.0以下	1.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下	1.0以下
	中明度 5.0を超え8以下	1.0以下	2.0以下	3.0以下	2.0以下	1.0以下	1.0以下
	低明度 5.0以下	1.0以下	3.0以下	4.0以下	3.0以下	1.0以下	1.0以下
中彩度	高明度 8.0を超える	1.0を超え1.5以下	1.0を超え4.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	1.0を超え1.5以下	
	中明度 5.0を超え8以下	1.0を超え2.0以下	2.0を超え4.0以下	3.0を超え6.0以下	2.0を超え4.0以下	1.0を超え2.0以下	
	低明度 5.0以下	1.0を超え3.0以下	3.0を超え6.0以下	4.0を超え6.0以下	3.0を超え4.0以下	1.0を超え3.0以下	
高彩度	高明度 8.0を超える	1.5を超える	4.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	1.5を超える	
	中明度 5.0を超え8以下	2.0を超える	4.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	2.0を超える	
	低明度 5.0以下	3.0を超える	6.0を超える	6.0を超える	4.0を超える	3.0を超える	

：使用できない範囲

図1－建築物の屋根の色彩の行為制限

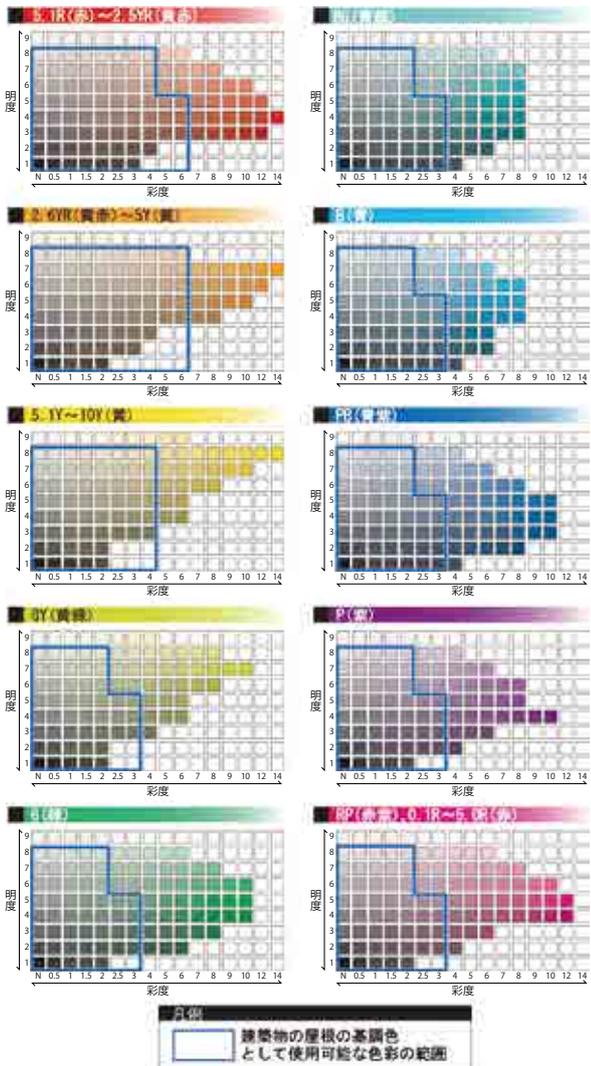
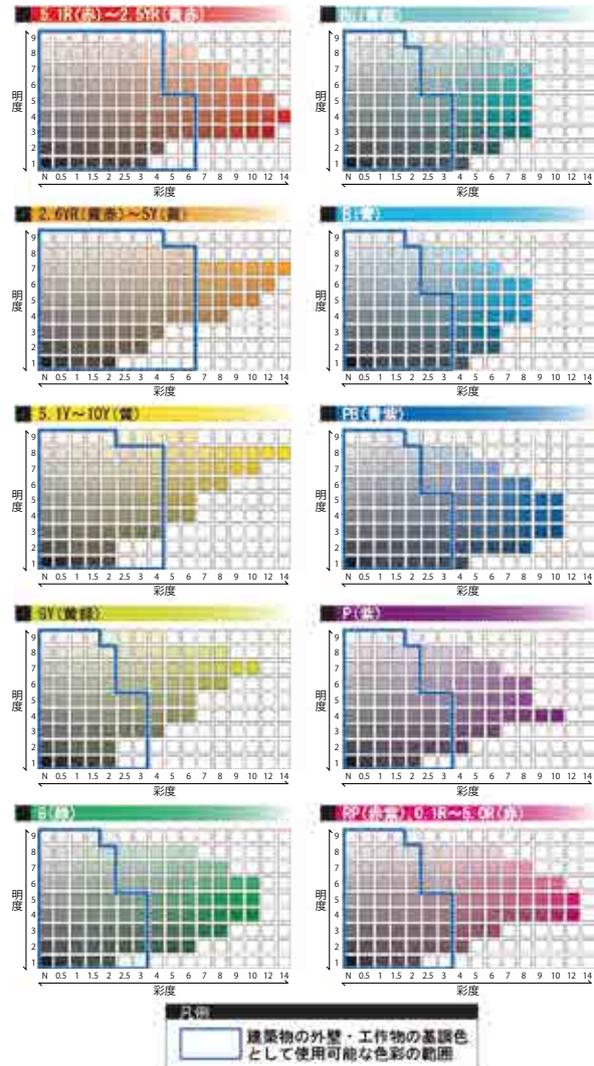


図2－建築物の外壁・工作物の色彩の行為制限



7 屋外広告物条例に基づく「許可申請」について

(1) 屋外広告物の許可について

自己用以外の広告物や表示面積の合計が 10 m²以上の自己用広告物を掲出するときは、原則として許可が必要となります。

なお、市役所前さくら通り地区において、表示面積の合計が 5 m²を超え 10 m²以下の自己用広告物を掲出するときは、景観法に基づく届出の対象となりますので、「6 景観条例に基づく「事前協議」・景観法に基づく「届出」について」をご確認下さい。

(2) 景観形成基準・景観誘導基準

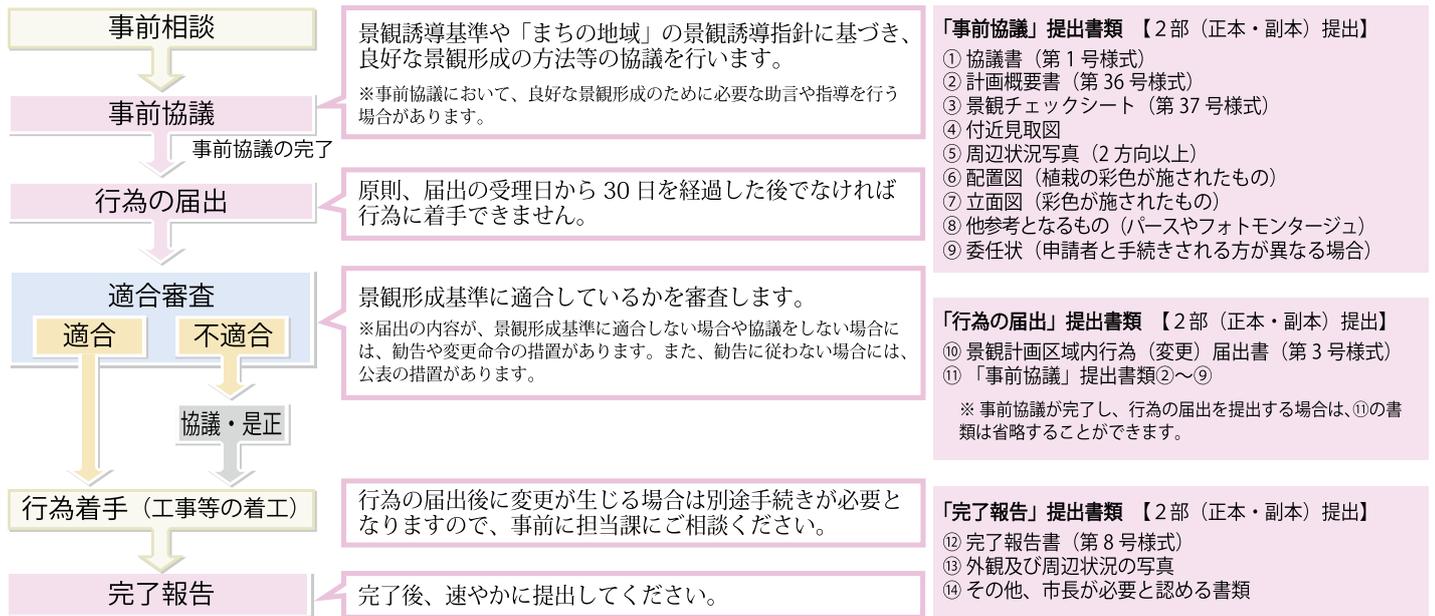
許可が必要となる屋外広告物に適用される景観形成基準 (◎)・景観誘導基準 (○) は、次のとおりです。

屋外広告物	基準	※印のない基準は、P8～9に示す工作物(屋外広告物等)の基準と同様です。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物等の表示及び設置に当たっては、桜並木の景観に配慮するとともに、建築物のデザイン及び街並みの連続性に配慮する。 ○屋外広告物等の数や大きさは、可能な限り最小限とし、設置位置、形態・意匠、表示内容等に十分に配慮する。 ○屋外広告物等の色彩は、街並みから突出しないよう高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えるなど工夫する。 ○屋外広告物等に光源を使用する場合は、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。 ○交差点など視線が集まりやすい場所に面して設置する屋外広告物等は、魅力ある景観形成に配慮する。 ○自己用以外の屋外広告物等の設置は控える。設置する場合は、単に目立つものとならないよう周辺の景観に配慮したデザインや大きさとする。(※) 	 <p>▲自己用以外の屋外広告物を設置する場合は、単に目立つものとならないよう周辺の景観に配慮する。</p>
屋上広告物	◎屋上広告物は、設置することができない。	
壁面利用広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないよう配慮する。 ○2階以下の高さに設置するよう配慮する。 	
壁面突出広告物(そで看板)	<ul style="list-style-type: none"> ◎さくら通り上に突出しないものとする。 ○2階以下の高さに設置するよう配慮する。 ○歩行者空間やオープンスペースに設置する広告物の下端の高さは地上2.5m以上とする。 	
広告塔・広告板	<ul style="list-style-type: none"> ◎さくら通り上に突出しないものとする。 ○2階以下の高さに設置するよう配慮する。 ○歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。 	
広告旗	○歩行者空間やオープンスペースの創出を妨げない位置に設置するとともに、歩行者等の通行を阻害しないものとする。	
バス停上屋広告	○バス停上屋広告ガイドラインを遵守する。(※)	

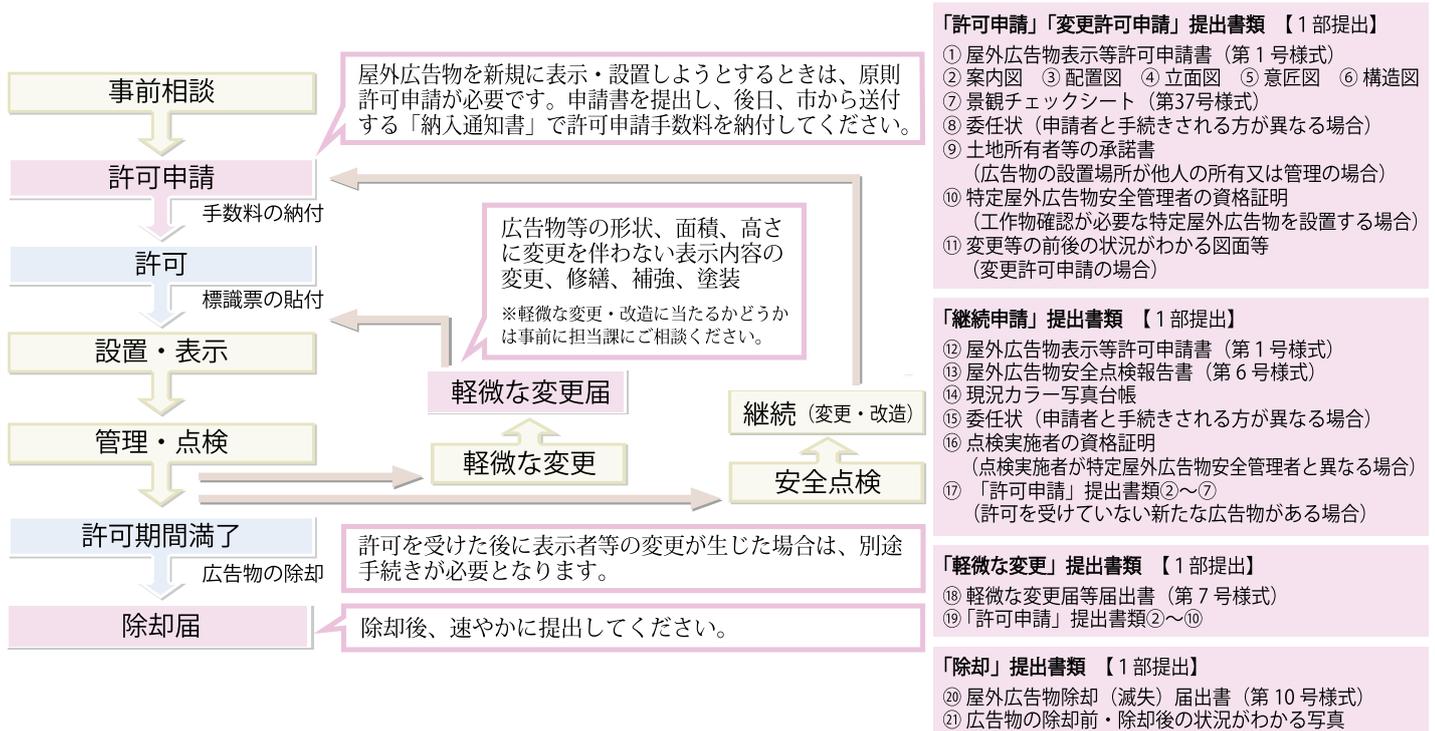
8 手続きの流れ

※各様式は、市ホームページからダウンロードしていただき、ご使用ください。

(1) 景観条例に基づく「事前協議」・景観法に基づく「届出」の手続きの流れ



(2) 屋外広告物条例に基づく「許可申請」の手続きの流れ



9 市全域の基準等の適用について

景観形成重点地区内においては、市全域の基準等（景観形成基準や景観誘導指針、屋外広告物の許可基準）も適用となります。本リーフレットと併せて、『相模原市景観計画 事前協議・行為の届出について』、『相模原市屋外広告物条例のしおり』をご確認ください。

お問合せ先

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課
 住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 第1別館4階
 電話：042-769-9252（直通） ファクス：042-757-6859
 Eメール：kensei@city.sagamihara.kanagawa.jp
 ホームページ：https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp

